

令和8年度糸魚川市有線テレビ事業 特別会計予算

令和8年度糸魚川市の有線テレビ事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ234,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和8年2月16日提出

糸魚川市長 久保田 郁 夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 分担金及び負担金		550
	1 負担金	550
2 使用料及び手数料		56,009
	1 使用料	55,928
	2 手数料	81
3 国庫支出金		76,000
	1 国庫補助金	76,000
4 繰入金		21,740
	1 他会計繰入金	21,740
5 繰越金		3,900
	1 繰越金	3,900
6 諸収入		101
	1 雑入	101
7 市債		76,000
	1 市債	76,000
歳入	合計	234,300

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 施設事業費		233,260
	1 施設管理費	233,260
2 公債費		40
	1 公債費	40
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	234,300

第2表 地 方 債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
有線テレビ施設 整備事業	76,000	普通貸借は行 又証券発行	7.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを行 った後において は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、そ の融資条件による。銀行 その他の場合は、その債 権者と協定した条件によ る。ただし、市財政その 他の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、 又は繰上償還若しくは低 利債に借換えすることが できる。